

# 石川県における青年学級の現状と将来

道 端 孫 左 エ 門

神 力 甚 一 郎

ま え が き

昭和二八年の法制化以来、青年学級の普及と発達にはかなり見るべきものがあり、勤労青少年を対象とする組織的な教育機関として中枢的な位置を占めるにいたった。

しかし、一步その実質に立ちいって検討してみると、その目的・性格について、行政指導の立場にある人々と青年自身のあいだでも、必ずしも明確な共通理解に達しているとはいいがたいし、また実際の運営、学習の計画と指導の面にも、困難な未解決の問題が数多く残されている。

ことに、近年における日本経済の高度成長とそれに伴う農村の急激な変貌は、青年学級にも深刻な影響を及ぼし、その根本的な再検討を迫っているように思われる。最近の社会変動と勤労青少年の動態を的確に把握し、将来への展望に立って、全く構想をあらたにして再出発しないならば、青年学級は衰滅の一路をたどるほかはないといっても、決して言い過ぎではないであろう。

一昨年「青少年教育白書」を公表して、学校教育と社会教育の全分野にわたる後期中等教育の検討に着手した文部当局は、昨年六月全国的な青年学級調査を実施した。それはかなり青年学級運営の詳細にわたったもので、この種の全国調査としてはおそらく最初のものと思われる。近い将来にこの調査の結果に基づいて、青年学級の改善強化を目的とする画期的な施策が打ち出されることが期待される。

以下の小論は、とりあえず石川県における右の調査と、私たちの実地調査の結果を整理して、県内の青年学級の現状を出来るだけ多面的に分析してその問題点をさぐり、さらに最近の社会変動が青年学級に投げかけている課題をも考慮して、青年学級が今後進むべき方向について一つの展望を試みたものである。

この小論は道端と神力の共同労作である。二人で何回も討議をかさねて論文の骨子と内容を検討したうえで、道端がⅠとⅡを執筆し、神力がそれに若干筆を加え、さらにⅢをつけ加えた。県内の青年学級の指導的立場にある人びとや青年自身にも広く読まれて、青年学級の振興と新しい発展の一助ともなれば、望外のしあわせである。

## Ⅰ 青年学級の歴史

### 一、青年学級の沿革

戦後の青年学級の歴史をふり返えって見るとき、青年学級開設の原動力となった青年団運動と公民館活動を忘れては青年学級の歴史は考えられない。

戦後の混沌状態から社会全体が抜け切っておらないとき、いち早く県下の各市町村に青年団が結成された。

青年の友愛と正義に結ばれ、団員の教養向上と郷土建設を目指すこの青年運動は、やがて郡市、県の連合組織を持

ち、六万の団員を有する組織となった。

これと時期を同じくして起ったのは、村や町の「文化センター」であり、村づくり町づくりの中心の場としての公民館活動であった。

戦前の青年学校令が廃止されて、団員の教養向上の学習の場を求めていた青年団活動の要求と、公民館活動の当面とりあげる事業と、これら両者の一致が今日の青年学級を生み出す原動力となったのである。

しかしながら、昭和二十二、三年頃のこの活動はまだ組織化されてはおらず、多くは有志小人数の補習的な学習活動で、青年のこうした活動に注ぐ指導者の愛情と奉仕によって支えられていたという状況であった。

記録によれば、この頃江沼郡三谷村（現加賀市）では青年四名が小学校の宿直室で旧師を中心に英語の学習を行っており、珠洲郡の正院町（現珠洲市）では青年六名が中心となって夜学を始めている。

昭和二十四年度に入ると教育委員会の提唱による公民館活動としての「大衆のための民主々義講座」が始まった。

この講座の受講生は大半が青年層であり、青年の夜学活動はこれと合流の形をとったところが多く、次第に組織的な講座形式をとって来た。

この頃までに県下の公民館活動も活潑となって昭和二十五年の公民館設置率は九十五パーセントをこえ、次第に運営組織もとのって来た。しかも、公民館活動の中心は青年層でもあったので、必然的に公民館講座は青年講座の形をとるようになり、青年たちの求める学習内容や運営方法の研究が大きくクローズ・アップされて来た。

昭和二十五年江沼郡南郷村（現加賀市）において「青年講座運営研究発表会」が開催され、また小松市教育委員会からは研究資料「小松市の青年講座」が刊行されている。

また、昭和二十五年、全国で最初の一市町村平均七千円の青年講座運営経費の県費補助も行われ、青年講座の普及

や振興の力となった。

この頃から東北地方に始まった「青年学級」の名称が全国的に用いられ出した。このように青年講座は次第に伸展して来たが、その反面、経費や運営の面において青年団活動として過重な負担となり、加えて組織的な運営、体系的な学習内容、青年団活動との一体化、育成組織等において問題点が指摘された。

(表1) 青年講座開設状況

|        | 開設市(学校区)町村数 |     | 受講者数   |      |
|--------|-------------|-----|--------|------|
|        | 実数          | 開設率 | 実数     | 受講者率 |
| 昭和24年度 | 120         | 49% | 19,348 | 30%  |
| 昭和25年度 | 184         | 76% | 24,945 | 45%  |
| 昭和26年度 | 225         | 93% | 30,286 | 52%  |

(注) 昭和28年石川県教育委員会発行資料による

(表2) 青年講座運営状況

|        | 学習時間数<br>実数 | 運営経費      |           | 県費補助<br>1町村当 |
|--------|-------------|-----------|-----------|--------------|
|        |             | 総額実数      | 1人当<br>経費 |              |
| 昭和24年度 | 28,714      | 3,866,060 | 200       | 7,000        |
| 昭和25年度 | 40,007      | 6,824,605 | 272       |              |
| 昭和26年度 | 47,010      | 9,565,856 | 316       |              |

(注) 昭和28年石川県教育委員会発行資料による

この要望に応じて昭和二十六年、青年代表五名、公民館代表五名を中心に、各界代表を加えた「石川県成人教育カリキュラム研究協議会」が組織され、研究討議の結果学習時間百時間、百五十時間、二百時間の参考基準案がまとめられ、「青年学級運営の手引き」として県教育委員会が刊行、県下に配布された。

これが本県における青年学級の名称が公式に使用された最初と思われる。

県下の市町村では、これによって講座方式から学級方式へと切換え、青年学級として再発足したのである。

一方、昭和二十五年からは青年の産業研

究活動が始まり、当時の県政当局側の意向もあって多額の県費補助も計上され、青年団の組織内に青年有志が産業研究の小グループを結成し活潑な活動を展開し始めた。

しかしながら、多くの市町村では、青年団活動と、青年学級活動と、青年産業研究活動が組織の面においても、活動の面においても表裏一体で実施されていた。

昭和二十八年青年学級振興法が制定され、青年学級は勤労青少年教育の場として公認されるにいたったが、教育機関としての立場は与えられず、ただ単に教育委員会の所管する教育の事業として位置づけられたに過ぎず、極論すれば昭和二十七、八年代にすでにあったところの自主的な青年活動への補助金を出すための御都合的な法律の感さであった。

しかしながら、少額ではあっても国費による補助金の助成は、青年学級の普及に大きな力となり、年毎にその規模を大きく発展して来たのである。

けれども、実際活動の面では青年団活動と青年学級活動と青年産業研究活動は区別のつかないままに運営され、青年学級は市町村が開設するとは法文上の名ばかりで、公教育の青年学級が自主的な青年団体に委託された形で運営されるという二面的な形式が継続された。

この結果、公教育の立場は弱く、極端な表現をすれば青年学級の名称は補助、助成金を受けるためにのみ使用されるところといった市町村が多く、他の一部の市町村では勤労青少年教育の公教育機能的な性格を強めては来たが、反面、次第に制度化して青少年の欲求から遠ざかる様相を見せ始めたのである。

二、最近五カ年間の動向

(一) 開設学級数

昭和三十二年度から昭和三十六年度まで、最近五カ年間の開設青年学級数は表三のとおりである。表三に見るように県下の青年学級総数は昭和三十年度をピークとして（昭和三十年度は五百学級）次第に減少の傾向を見せていたが、最近ほぼ固定化の様相を見せるようになって来た。

昭和三十年前後は町村合併等による影響によって開設学級数は年度によって急激な増減があり、前年度開設された学級も新年度は開設されないといった不安定さがあったがこの傾向は一応解消されつつある。

これは、本県だけの現象ではなく全国的にも同じ現象を示しているようであり、前記のようにこの頃盛んに行われた町村合併等の影響も考えられるが、その原因のひとつに国庫補助要件の具備六要件があげられる。

- 青年学級振興法第十八条では、
- 1 学級生が三十人以上であること。
- 2 開設期間が一年以上であること。
- 3 学習時間数が年間百時間以上であること。

(表3) 開設青年学級数

|        | 国<br>要<br>青 | 庫<br>件<br>年 | 補<br>具<br>学 | 助<br>備<br>級 | 同<br>要<br>学 | 左<br>不<br>備<br>級 | 合 計 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|-----|
| 昭和32年度 |             |             | 415         |             |             | 37               | 452 |
| 昭和33年度 |             |             | 347         |             |             | 0                | 347 |
| 昭和34年度 |             |             | 333         |             |             | 0                | 333 |
| 昭和35年度 |             |             | 326         |             |             | 0                | 326 |
| 昭和36年度 |             |             | 336         |             |             | 12               | 348 |

4 学習が継続的に行われること。

5 一定の資格を持つ青年学級主事が学級を担当すること。

6 一定の資格を持つ青年学級講師三人以上が学級を担当すること。

などの六要件を設定し、この六要件を具備する学級に国庫補助金を支出することになっており、更に補助金施行の実際の補助条件では、学習時間数や学習内容等において六要件を上廻る条件を年毎に高めて要求していた。

この補助金の額は多いものではないが、運営費不足に悩む開設者が補助金を受けようと不備学級を整理淘汰して来た推移を物語るものである。

昭和三十五年度にくらべて昭和三十六年度の開設学級数がわずかに増加したのは、新しく開設された職場青年学級であり、第一次産業地域から第二次、第三次産業地域への青年の移動に伴って、青年学級開設の場もまた第二次、第三次産業地域へ移りつつある状況を見ることが出来る。

なお、最近三カ年程開設されなかった振興法十八条要件不備学級が、昭和三十六年度より十二学級開設されたことは注目してよい。

このことは、条件整備された青年学級と共に、条件を具備しない学級であっても、青年の自主的な学習グループを育成しようという開設者側の意図を知ることが出来る。

不備条件の主なもの、青年学級生数の不足で、このことは地域を母胎とする、第一次産業地域の青年学級のいずれにも見られる共通の問題である。

## (二) 学 級 生 数

青年学級生数は表四に見るように最近五カ年間漸減していたが、昭和三十六年度ようやく減少がとどまった。

(表4) 青年学級生数

|          | 男      | 女     | 合計     |
|----------|--------|-------|--------|
| 昭和 32 年度 | 14,396 | 8,939 | 23,335 |
| 昭和 33 年度 | 13,338 | 8,782 | 22,120 |
| 昭和 34 年度 | 12,370 | 7,759 | 20,129 |
| 昭和 35 年度 | 12,274 | 7,015 | 19,289 |
| 昭和 36 年度 | 12,159 | 7,863 | 20,022 |

(表5) 年令別青年学級生数 (昭和33年度)

|   |      | 18才未満 | 18才～20才 | 21才以上 |
|---|------|-------|---------|-------|
| 男 | 学級生数 | 3,441 | 4,531   | 5,366 |
|   | 百分率  | 25.8% | 33.9%   | 40.3% |
| 女 | 学級生数 | 2,819 | 4,251   | 1,712 |
|   | 百分率  | 32.2% | 48.4%   | 19.4% |
| 計 | 学級生数 | 6,260 | 8,782   | 7,078 |
|   | 百分率  | 28.3% | 39.7%   | 32.0% |

学級生数の漸減は、青年学級の開設が殆んど地域青年団組織との関連において第一次産業地域の農村で開設されており、農村を離れる青年の数が次第に多く、離村しない青年でも都市近郊農村では商工業地域に就職する青年、いわゆる下宿型青年層が多くなり、能登地域の青年では出稼青年層が多く、しかも出稼期間が長期化している。

これらのことから地域青年団組織そのものがくずれかかっており、これに依存していた青年学級もまた必然的に学級生数の減少を来たしている実態を知ることができよう。

青年学級生数の約二万人は県下の高等学校、大学等、学校教育機関に就学している学生や生徒の概数とほぼ匹敵するものである。

ただし、この学級生数は必ずしも正確な学級生の数値を表現しているかどうかについては十分に疑問がある。



このことは学級生数のとらえ方に問題があるのであって、学級生数は学級開設者が学級生として、学級生名簿に登録した者の数値であって、そこには青年学級に入級したいという青少年自身の意志表示のなされたものも、場合によっては地域に在住しているから登録されただけで、青年自身が入級の意志も出席の意志も持たない者も含まれていることである。

したがって、青年学級の学級生数は、現実には表四の数値を下廻ることが考えられる。

昭和三十五年頃より、能美郡根上町や小松市等において青年学級生の登録が行われ、入級と出席の意志ある青少年によってのみ青年学級の再組織が行われているが、まだ県下市町村の大勢はそこまですべておられない。

昭和三十六年度わずかに学級生数が増加したのは、地域青年学級とは別に職場や職域単位に青年学級を開設したものの学級生数の増加との差引き増であって、従来の地域青年学級生数は相変らず漸減の状況である。

年令別に青年学級生をみると表五のようになる。この表は昭和三十三年度のものであるが、最近五カ年間の大体の傾向を知ることにはできよう。

青年学級は義務教育終了直後の十五才から二十五才、一部の地方では三十才位までの年令層の青少年をその対象としており、年令の中が約十年以上にわたっている。

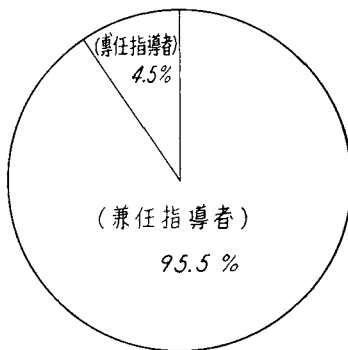
年令的には義務教育を終えて二年ないし三年を経た年令層が最も多く、次第に年令層が高くなって行く傾向がみられる。

男子の高年令層が多いのは、青年団活動や、この当時まだ別個の組織として活動していた青年産業研究活動等と青年学級が一体的に運営されてきた必然的結果で、学級自治会委員等も多くこの年令層が代表しており、学級運営や学習内容の設定に高年令層の意見が反映して、この年令層中心の運営となっていることは否定できない。

(表6) 青年学級指導者

(昭和36年度)

|       | 青年学級<br>主事 | 青年学級<br>講師 | 青年学級<br>講師補佐 | 合 計   |
|-------|------------|------------|--------------|-------|
| 専任指導者 | 49         | 47         | 10           | 106   |
| 兼任指導者 | 299        | 1,328      | 590          | 2,217 |
| 合 計   | 348        | 1,375      | 600          | 2,323 |



このことは、低年令層の学級生が少ないことにも無関係ではあり得ないと考えられる。  
 なお、詳細な青年学級生の状況については現状分析の項で後ほどふれて見ることにして、ここでは最近の動向の一端をのべることにのみとどめる。

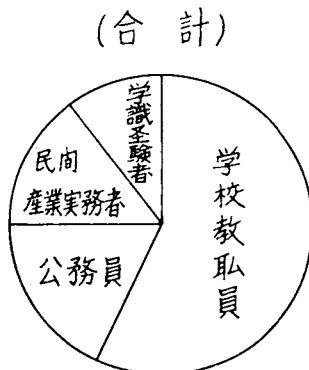
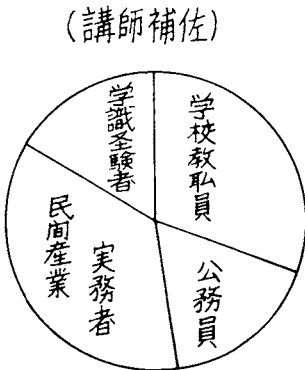
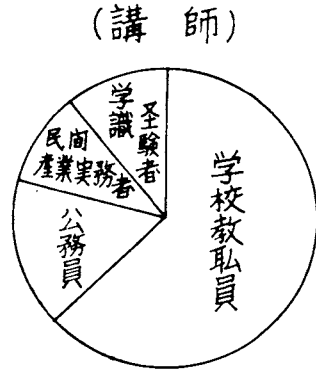
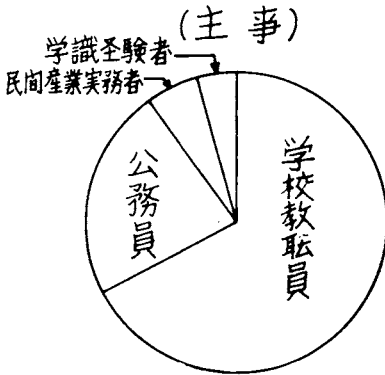
(三) 学級指導者

青年学級指導者については表六にみるように、その殆んどが兼任者である。

調査によると百六名、全指導者の四・五パーセントに当る専任者があるが、これらはその殆んどが辞令面のみ専任者である。

(表7) 青年学級兼任指導者の本務別割合

|         | 青年学級主事 | 青年学級講師 | 青年学級講師補佐 | 合計     |
|---------|--------|--------|----------|--------|
| 学校教職員   | 73.2%  | 65.2%  | 30.8%    | 58.9%  |
| 公務員     | 22.2%  | 14.1%  | 15.4%    | 15.7%  |
| 民間産業実務者 | 2.6%   | 10.3%  | 34.7%    | 14.4%  |
| 学識経験者   | 2.0%   | 10.4%  | 19.1%    | 11.0%  |
| 合計      | 100.0% | 100.0% | 100.0%   | 100.0% |



このことは社会教育法改正以前は公民館主事の法律上の明文がなかったため、当時青年学級振興法上の規定による青年学級主事として発令された指導者が多かったためであり、その後社会教育法の改正によって公民館主事の明文文化はできたけれども、公民館主事給与では国庫補助対象とならないため、相変らず青年学級主事として専任されている者が相当含まれている。これらの多くは教育委員会、または公民館の仕事を兼務し、実質的には兼務職の方が本務化している実態である。

このため、実質的には青年学級専任指導者はないといっても過言ではない。

表七にみるように、青年学級指導者、特に青年学級主事、講師の大多数は学校教職員が占めている。

公務員とあるのは市町村教育委員会主事や公民館主事等、教育委員会所管の公務職を本務とする人の兼職であるが、調査数値は、その実態に比較して意外に低い。

青年学級振興法によれば、青年学級主事、講師には一定の資格要件を要するので、有資格者の名前だけを借りている有名無実の指導者が相当含まれていることを物語るものと考えられる。

このことは反対に公民館主事等、青年学級を開設して青年学級指導の第一線にある人たちに、主事や講師の資格要件を欠く人が多いともいえるもので、実質的にはこれらの人たちが指導に当りながら、公式書類上では学校教職員の名前を借用している場合が多い。

こういった名前だけの指導者は学校教職員の五八・九パーセントの中に相当含まれていると思われるので、実際の割合は学校教職員の割合が多少低下して、公務員の割合が多少高まるものと考えられる。

しかしながら、地域の勤労青少年教育の第一線における学校教職員、特に小学校区を母胎とする青年学級の多い実態から、小学校教職員の貢献する面は非常に大きい。

(四) 運営経費

青年学級運営経費の最近五カ年間の推移を表八でみると、学級運営経費の総額、一青年学級当り平均運営経費、学級生一人当り平均運営経費共に増加している。

特に昭和三十六年度予算額においては、学級生一人当り年間平均運営経費が千円を越しており、昭和三十二年度の約倍に近い増加である。

しかしながら昭和三十五年六月一日現在の昭和三十四会計年度の「地方教育費調査報告書」による教育費

(表8) 青年学級運営経費

|        | 国補助<br>費金 | 県補助<br>費金 | 市町村費       | その他<br>の経費 | 合計         | 1青年学級<br>平均 | 学級生<br>1人平均 |
|--------|-----------|-----------|------------|------------|------------|-------------|-------------|
| 昭和32年度 | 1,530,000 | 175,000   | 10,093,200 | 1,322,167  | 13,120,367 | 32,000      | 562         |
| 昭和33年度 | 1,480,000 | 880,000   | 8,921,975  | 1,518,022  | 12,799,997 | 36,897      | 579         |
| 昭和34年度 | 1,910,000 | 360,000   | 7,705,501  | 3,311,060  | 13,286,561 | 39,899      | 660         |
| 昭和35年度 | 1,990,000 | 1,860,000 | 10,967,838 | 3,975,600  | 18,793,438 | 57,648      | 974         |
| 昭和36年度 | 3,350,000 | 1,860,000 | 17,059,340 | 不詳         | 22,269,340 | 63,992      | 1,112       |

(注) 昭和36年度は予算額である。

(表9) 支出費別青年学級運営経費

|                   | 指導者<br>費   | 教材費       | その他の<br>経費 | 支出合計       |
|-------------------|------------|-----------|------------|------------|
| 昭和三十三年<br>度       | 7,535,000  | 3,580,500 | 1,684,497  | 12,799,997 |
| 1青年学級<br>平均支出金額   | 21,715     | 10,318    | 4,854      | 36,897     |
| 学級生1人当り<br>平均支出金額 | 341        | 162       | 76         | 579        |
| 昭和三十六年<br>度       | 12,322,670 | 7,534,900 | 2,411,770  | 22,269,340 |
| 1青年学級<br>平均支出金額   | 35,410     | 21,652    | 6,930      | 63,992     |
| 学級生1人当り<br>平均支出金額 | 615        | 376       | 121        | 1,112      |

(注) 昭和36年度は予算額である。

(公費)の定時制高等学校の生徒一人当たり年間教育費二万七千余円、全日制高等学校の三万二千余円と比較すれば、定時制高等学校の約二十七分の一、全日制高等学校の三十二分の一に当らない少額であり、青年学級運営経費の中には公費によらないその他の経費も多少含まれていることを考慮しても、学校教育機関の運営経費と比較にならない僅少の額に甘んじているわけである。

特に問題と思われることのひとつは表八でみるように、補助金額が年によって増減があることである。

このことは県費補助金及び市町村費にみられることで、おおよそ四年を区切って急激に金額の増減が見られる。

また、毎年少しずつではあるが公費によらないその他の経費(地区負担金、学級生負担金、事業収入等)が増加していることで、この傾向は今後強まるものと思われる。

表九に見る支出費別青年学級運営経費では昭和三十三年度に比較して昭和三十六年度予算額では、各支出費目共に増加している。

なかでも指導者報償費の増加割合に比較して教材費の増加割合が大きく、僅少の経費の中で学級生の学習意欲にこたえようとする学級指導者の苦心を見ることができ。

#### (四) 学 習 内 容

青年学級の学習内容別時間数は表十に見るとおりである。

昭和三十二年度、総学習時間数の半分以上を占めていた一般教養に関する学習時間数が減少して、職業に関する学習時間数が年毎に増加して最近では総学習時間数の約五十パーセント近くまで大巾に増加した。

このことは最近五カ年の当初開設されていた青年学級と現在の青年学級とは質的に大きな変化を見せたことを物語るものであろう。

(表10) 青年学級学習内容別時間数 (%)

|        | 職業に<br>関する<br>時間数 | 家事に<br>関する<br>時間数 | 一般教<br>養に<br>関する<br>時間数 | 合 計 |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------------|-----|
| 昭和32年度 | 22.3              | 25.4              | 52.3                    | 100 |
| 昭和33年度 | 38.2              | 26.8              | 35.0                    | 100 |
| 昭和34年度 | 41.4              | 26.5              | 32.1                    | 100 |
| 昭和35年度 | 45.0              | 25.2              | 29.8                    | 100 |
| 昭和36年度 | 44.9              | 21.7              | 33.4                    | 100 |

(表11) 学年制, コース制を採る青年学級数  
(昭和36年度)

|      | 学 年 制 |     | コ ー ス 制 |     |
|------|-------|-----|---------|-----|
|      | 有     | 無   | 有       | 無   |
| 青年学級 | 11    | 337 | 165     | 183 |

しかしながら、専任指導者もおらず、テキスト等も完備しておらない青年学級の現状では、そこで行われる学習内容も粗末なものが多く、一部の青年学級を除外すれば、一般教養と職業と便宜的に区分はしているが、区別の明確でない形のものが多い。

学習時間数の中でいちばん多い職業に関する時間数の内容では、農業に関する学習時間が最も多く、農業県の本県の特徴をあらわしている。

一面から見れば、このことは、商、工業地域における青年学級開設率が非常に低いことを示すものといえよう。

昭和三十四年度頃から、鹿島郡鹿西町を中心とする機業地帯の工場、機業場に職場青年学級が開設され、順次県下の職場・職域での学級開設が行われるようになり、これと共に工業に関する学習時間も増加しつつあるが、職業学習時間総数から見れば一割程度である。

また、学習にコース制を採る学級が、総学級数の約半数に近く、学級指導者が多様な職業を持つ勤労青少年の要求に適合した形で学習を行うおうとする工夫努力のあとが見えるようである。(表十一)

しかしながら、二ないし三のコース制を採用

すれば、コースの増加にしがたって指導者の増加を必要とし、運営経費の貧困に悩む多くの学級にとってはこの負担に耐えられないため、コース制を採用していても、その運営状況は充分ではない。

なお、数は少ないが学年制を採る学級が、職場青年学級の中に増加しつつある。

## II 青年学級の現状分析と問題点

### 一、開設運営の状況

#### (一) 開設目的の不明確

石川県の青年学級も、その発生は青年団活動と公民館活動とのむすび付きから生まれたものであるが、更にその発生の源をさぐって行くとき、素朴な青年有志の指導者をかこむ夜学形式から出発しており、昭和二十八年に青年学級振興法が制定され、公教育のたてまえをとるようにはなったものの、大なり小なりこの傾向は現在の青年学級の根底に流れている。

したがって青年学級を開設運営している市町村自体の青年学級に対する認識も、青年学級を開設運営しているのは青年団であり、市町村はその青年団に対して補助金を出して育成助長するのだといった意識が多分にあり、また、青年団幹部の中にも、青年学級は自分たちの学習の場であり、自分たちの学習に公教育機関の介入することを危懼視する傾向が強く、両者共に本質的な形での青年学級に対する認識に欠けることが多い。

すなわち、青年学級を勤労青少年を対象とする公教育機関とみる考え方と、青年の自主的な学習集団の便宜的な名



称にすぎないとみる考え方が混同して、どちらともつかないままに運営されており、青年学級の開設目的もまたどちらとも明確にされていない。

こういった青年学級の二面性は、青年学級振興法制定当初から相当問題もあったようであるが、多くは中央の問題として看過され、本県ではさして論議の対象ともならず過されて来た。

青年学級振興法によれば、

青年学級とは、勤労に従事し、又は従事しようとする青年に対し、實際生活に必要な職業又は家事に関する知識及び技能を習得させ、並びにその一般的教養を向上させることを目的として、（振興法第二条）

と規定されている。しかしここで問題にしなければならぬことは、高等学校へ進学できなかった勤労青少年たちのために必要な知識や技術を教えるものなのか、またはよくいわれる自主的な青年団活動の中の共同学習をのばすためのものなのかということである。

前者とすれば定時制高等学校との関連上問題は残り、後者とすれば中途半端な青年学級振興法では法制定の昭和十八年当時からこのことを混同したままに、公教育を自主的な団体の学習活動に負わせていたことになる。

青年学級の現状は、この二面性から来る問題で深刻な行き詰まりの様相を見せている。

今や自主的な青年集団の学習活動と、勤労青少年の公教育制度としての青年学級とを、いちおう概念上区別した上で、改めてこの両者を総合・統一すべき段階にきているのではないだろうか。

公教育制度としての青年学級を、自主的な青年集団の学習活動に依存した形に甘んじていては、青年学級はいよいよ現在の二面性を助長し、青年自身にも、また、開設運営の衝に当る市町村の側にも魅力を失って、両者共にその存在意義を失ってしまうのではあるまいか。

## (二) 団体活動との関連

青年学級の現状分析で問題にされなければならないことのひとつは、青年学級生の年令が次第に高年令層に及んできていることである。

義務教育を終えた直後の年令層、すなわち十五才から十七、八才に至る年令層の入級及び出席が次第に少なくなっていることは、青年学級が勤労青少年の教育機関としての機能を持つものとすれば、まったく逆の結果を見せているといわなければならない。

このことは、本県の青年学級が昭和二十五年以来結成運営された青年の産業研究活動、また、その産業研究活動を生み育てた青年団活動と表裏一体に開設運営がなされた結果であるともいえる。

青年産業研究協議会は昭和二十五年、青年団の研究実践活動組織として県下に結成され、青年が数人のグループを結成して、研究実践活動に従事した。

しかし生活即学習の立場を採る産業研究活動であるため、ある程度生活に対して発言力のある年令層が中心とならざるを得なかった。

このため産業研究活動は県下の産業技術振興の部面では成果を挙げたのであるが、反面技術偏重におちいり、中広い教養面の学習を必要とするとの反省を持つようになったのである。

このことは別としても、ともかくこの産業研究活動と青年学級は一体的に開設運営され、昭和三十年前後には青年学級は産業研究活動の学習面であるとの考え方すらなされていた結果、青年学級の学習内容そのものが後期中等教育の対象年令層のものでなく、高年令層、場合によっては青少年教育の立場より、より成人教育の立場に近い形で設定されていたのである。

このことは最近五カ年の後半、反省がなされて、昭和三十五年度より産業研究活動を中心とする高年令層の学習組織を産業青年学級として、また低年令層の青年学級組織を普通青年学級として対象青少年の年令層及び学習目的に別けて二類型に分けたのである。

すなわち、高年令層の産業青年学級は青年団活動との関連において学習目的を設定し、普通青年学級は義務教育終了直後から十八才または二十才までの低年令層を対象に、勤労青少年の公教育の場として学習目的を設定し開設運営を計ったのである。

けれども現実の市町村の開設運営の場においては依然としてこれらの区分は明確でない所が多いし、明確にすることを欲しない空気が強い。

明確にすることを欲しない市町村には、すでに昭和二十八年以降、いわゆる産業研究グループは存在したけれども青年学級は存在しなかったか、青年学級は存在したけれども産業研究グループは存在しなかったか何れかであろう。

### (三) 後期中等教育の充実

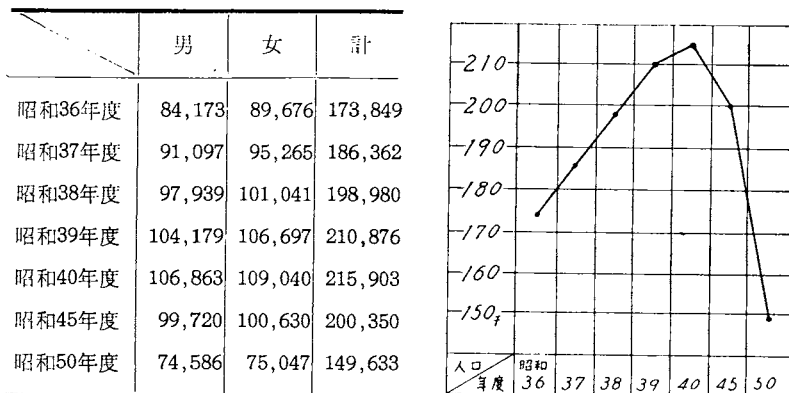
表十二にみるように、青年学級の対象とする義務教育終了直後の十五才から満二十四才までの青少年の推計将来人口は、昭和三十六年度から年毎に増加して、昭和四十年にはそのピークに達する。

この推計将来人口は、他府県から石川県への流入や、石川県から他府県への流出等の社会的増減は考慮されておらないから、多少の差引き流出増があったとしても、これらの青少年層の増加は当然予想される。

これらの青少年の学習の場は必ずしも青年学級のみではないが、高等学校等の学校教育機関の門戸が大巾にこれらの青少年に開放されない限り、青年学級の使命は今後いよいよ増大することは明らかである。

更に表十三にみるように、今年以後の中学校卒業生数の年次推計を見れば、一そうこのことが明らかになるだろう。

(表12) 15才～24才の石川県の将来人口推計



(注) 昭和33年6月石川県発行，石川県の将来人口による

(表13) 石川県の中学校卒業者数年次推計

| 卒業年月    | 卒業者数   | 備考  |
|---------|--------|---|
| 昭和36年3月 | 14,003 | 高等学校進学者数 8,035<br>就職者数 5,338<br>(その他 630) |
| 昭和37年3月 | 23,330 | 現在中学校3年生                                  |
| 昭和38年3月 | 30,537 | 現在中学校2年生                                  |
| 昭和39年3月 | 28,488 | 現在中学校1年生                                  |
| 昭和40年3月 | 25,637 | 現在小学校6年生                                  |

(注) 県教育委員会の調査による

中学校卒業者数の最も少なかった昭和三十六年度ですら、高等学校へ進学することなく就職した者の数は五千人を越えており、今後年を追うごとに飛躍的に増加する中学校卒業者に対して、学校教育機関の門戸が大巾に開放されない限り、就職者数は高等学校進学者数を上廻ることが当然予想される。

これら就職する勤労青少年は、主として弱小企業体に吸収されて、よくない労働条件のもとで、低い賃金で働き、教育の機会に恵まれず、失業の不安にさらされているという者が少なくないのである。

これらの勤労青少年が、働らきながら学ぶ教育機関は決して少なくはないが、勤労と教育を直結した教育の場にはめぐまれていない。

ここに青年学級の意義を見出すことはできないだろうか。

こうした勤労青少年に、後期中等教育充実の立場から青年学級が強力に開設運営されなければならないのに、青年学級の現状は必ずしもこの方向に配慮が及んでいるとはいえない。

## 二、学級生の状況

### (一) 年令別構成

青年学級生の総数については最近数カ年殆んど動きはみられない。

しかしながら年令別に学級生の構成を眺めると、十五才から十七才までの、義務教育終了直後から高等学校年代に相当する年令層の学級生が少ないことが特長的である。

このことは、表五の昭和三十三年度の年令別学級生数と表十四を対比すれば一層明確になる。

学級生総数においては約二千人の減であるが、二十一才以上の高年令学級生は逆に増加しており、十八才から二十

(表14) 年令別青年学級生数  
(昭和36年6月1日現在)

|     | 15才～<br>17才 | 18才～<br>20才 | 21才～<br>24才 | 25才以上 | 合 計    |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------|--------|
| 男   | 1,382       | 4,671       | 4,924       | 1,182 | 12,159 |
| 女   | 2,041       | 4,061       | 1,570       | 191   | 7,863  |
| 合 計 | 3,423       | 8,732       | 6,494       | 1,373 | 20,022 |

(表15) 20才以下の年少青年が占める割合別  
青年学級生数 (昭和36年6月1日現在)

|                | 20%<br>未満 | 21～<br>40% | 41～<br>60% | 61～<br>80% | 81～<br>100% | 合 計 |
|----------------|-----------|------------|------------|------------|-------------|-----|
| 学級数            | 23        | 49         | 106        | 117        | 53          | 348 |
| 17才以下の学級生のみ学級数 |           |            |            |            | 39学級        |     |

才までの年令層には殆んど変化がみられず、十五才から十七才までの低年令学級生のみ約半数近くに急減している。このことは高等学校進学卒の増大など、その原因と思われる要因は多いが、最近の中学校卒業生の雇用状況から、農村地域の中学校卒業生が商工業地域に就職する傾向が強く、これに比して商工業地域での学級開設卒が低いことがその原因の第一にあげることができよう。

この実態から今後、都市部の商工業地域での学級開設が強力に推進されなければならぬであろう。

まだその開設学級数は少ないが表十五にみるように、十七才以下の低年令学級生のみで学級を開設するものが漸次増加していることは注目してよいと思う。

#### (二) 職業別構成

つぎに県下の青年学級生を職業別に分類してみると、依然として男子では農業従事者が多いが、昭和三十六年度になって、総数においてわずかの差ではあるが工業従業者数が農業従事者数を抜いて第一位に進出していることが注目される。そしてこの傾向は今後いっ

そう大きくなるものと思われる。

もちろん工業地域たる都市部における青年学級の開設状況や出席状況は、鹿島郡や羽咋市など一部の織物地域を除いてまだ決して十分とはいえないが、農村の青年学級生のなかに在村して工場やその他の職場に通動しているいわゆる下宿型青年が最近急激に増加している。

したがって、これら下宿型の青年を多くかかえた地域青年学級では、学級生の職業の多様さから学習内容の設定に困難を来している。

今後は、青年の就業する職場、または職域毎に青年学級開設を計るべく早急に対策を樹立しなければならない。

### (三) 学歴別構成

さらに青年学級生の学歴別構成をみると、表十七が示しているように、義務教育を終えただけの者が大多数であるが、高等学校を卒業した者が約四分の一を占めている。これはいうまでもなく、最近における高等学校教育の普

(表16) 職業別青年学級生数  
(昭和36年6月1日現在)

|    | 農業    | 工業    | 商業    | サービス<br>その他 | 学生  | 無職  | 合計     |
|----|-------|-------|-------|-------------|-----|-----|--------|
| 男  | 4,766 | 3,288 | 1,475 | 2,512       | 63  | 55  | 12,159 |
| 女  | 1,586 | 3,375 | 896   | 1,721       | 65  | 220 | 7,863  |
| 合計 | 6,352 | 6,663 | 2,371 | 4,233       | 128 | 275 | 20,022 |

(表17) 学歴別青年学級生数  
(昭和36年6月1日現在)

|    | 中学校卒   | 高校卒   | その他 | 合計     |
|----|--------|-------|-----|--------|
| 男  | 8,602  | 3,469 | 88  | 12,159 |
| 女  | 6,227  | 1,589 | 47  | 7,863  |
| 合計 | 14,829 | 5,058 | 135 | 20,022 |

及にともなう新しい傾向であつて、この傾向は今後ますます促進されるものと思われる。

前記の年令差と職業差にさらにこの学歴差が加つて、青年学級生の構成をますます複雑多様なものにしてゐる。このことは県下の青年学級の集計についていえるだけでなく、個々の青年学級をみても、その大多数は、かなり複雑な年令別・職業別・学歴別構成をもっている異質集団とみられる。その結果、学習内容の計画・設定とその指導にあつて、指導者はその基準をどこにおくべきかという問題に迷つて、結局これらの青年の最大公約数的な共通関心と見られる体育やレクリエーションに逃避するという事例が多くなつてきている。

以上のように、最近になつて青年学級生の年令別・職業別・学歴別構成がますます多様化してきていることが、青年学級の運営、とくにその学習の計画と指導を困難にさせ、停滞させているもつとも直接的原因であると考えられる。

### 三、学習内容、施設、設備等の検討

#### (一) 農村地域の変化

前にも述べたように、昭和三十四年度より職場、職域に青年学級が開設され始めたとはいへ、まだ青年学級の開設基盤は第一次産業の農村を中心とする地域がその大部分の現状である。(昭和三十六年六月一日現在の職場職域青年学級は二十六学級)

ところが、青年学級を支えていた農村地域はここ数年来急激な変化を来しており、そこに生活する勤労青少年の生活環境と就業構造もまた大きく変わりつつある。

こういった農村地域の大きな変化は、必然的に青年学級もまた大きく変わることを要求している。



こころみに昭和三十六年六月一日現在で調査した県下の青年学級調査個票から一、二の例を引き出してみよう。たとえば、珠洲市の大谷青年学級の場合を例にとれば、青年学級生は四十名いるが、これらは全部が二十五才以上の年長青年であつて、青年学級と呼ぶより成人学級と呼ぶのがふさわしいようである。この地区の青少年は、義務教育を終えると殆んどが長期の出稼に出て在村するものは皆無に等しい。これでは青年学級に年少青年を入級させようにも在村しないのであるから問題にならない。

これらの長期出稼青少年の多くは、ときどき帰村することはあつても二十五、六才位までは出稼を続け、両親が農業労働に従事できなくなった頃に帰村するのが一般的傾向である。

また、金沢市の大徳青年学級を例にとれば大徳地区そのものは農村地域であるが、金沢市といふかなり大きな都市に近接する近郊村であるため、青年学級生六十九名の職業は表十八のとおりで、在村通勤青年が大多数を占めてゐる。

(表18) 金沢市大徳青年学級の職業別学級生数

| 職 業 | 学級生数 |
|-----|------|
| 農 業 | 16   |
| 工 業 | 28   |
| 商 業 | 12   |
| その他 | 11   |
| 無 職 | 2    |
| 合 計 | 69   |

それでも大徳青年学級の開設されている畝田地区は、金沢市の都心まで電車で四十分、交通が便利であるからまだ在村青年は多いが、通勤することの不可能な農村では、青年が離村してどんだん都市部へ流出しており、今までのように部落小学校区単位の青年学級の開設が困難化して来ている。

また、在村下宿型青年をかかえた都市近郊農村では、これら下宿型青年は地域のつながりがうすく、従来のように固い地域青年組織の団結心が弱くなったことから、学級運営に困難を感じている。

これは石川郡松任町の青年学級生の集まりで話し合われたことであるが、二町歩以上の耕作地を有し、充分專業農家で自立できるところでも、農閑期になると青年は現金収入を求めて出稼するのが一般的な風潮である。

このことは珠洲市の場合とちがって、生活のための出稼というより、両親に遠慮なく使える小遣いかせぎがその目的であり、或る年長青年は「この傾向は最近の農村青年のムードだ」と表現した。

珠洲市大谷地区のように青少年が在村しなくなったか、金沢市大徳地区のように青少年は在村していても職業が多様で、地域意識がうすくなったか、石川郡松任町のように農業に従事する專業農家の青少年でも農閑期出稼をするものが多くなったかで、農村地域の青年学級は従来の学習内容を盛った学級運営は存立の余地がなくなりかけている。

ここらで新らしい青少年の生活実態に即して、新らしい学習内容を盛った青年学級が生まれなければならない時期が来ている。

#### (二) 変化に対応する学習組織と内容

農村のこのような現状から、県下の市町村では青少年の生活実態に即した新らしい形で、新らしい学習内容を盛り込んだ青年学級を工夫組織して開設している。

これも昭和三十六年六月一日現在で調査した青年学級調査個票から、新らしい方向をみせている二、三の例をあげてみよう。

小松市苗代校下青年学級は小松市の中心街より東南約二キロメートル、代表的な都市近郊農村である。したがって、ここに在住する青少年も、農村でありながら農業に従事する青少年は少なく、表十九にみるように、職業的には多様で、青少年の殆んどが在村下宿型青年である。

(表20)

石川郡松任町中央青年学級  
年令別学級生数

|     | 男  | 女 | 計  |
|-----|----|---|----|
| 18才 | 15 | 0 | 15 |
| 19才 | 13 | 3 | 16 |
| 20才 | 12 | 0 | 12 |
| 21才 | 7  | 0 | 7  |
| 22才 | 5  | 0 | 5  |
| 23才 | 7  | 0 | 7  |
| 24才 | 3  | 0 | 3  |
| 計   | 62 | 3 | 65 |

学歴別学級生数

|      | 男  | 女 | 計  |
|------|----|---|----|
| 中学校卒 | 5  | 0 | 5  |
| 高校卒  | 57 | 3 | 60 |
| 計    | 62 | 3 | 65 |

このため、表二十にみるように年令的にも比較的高年令層が多く、学歴的にも高等学校（多くは農業高等学校）の卒業者が大部分である。

なお、これと同じところは河北郡津幡町中央青年学級や、珠洲市中央青年学級においても行われている。

苗代校下青年学級では、これらの青少年を青年团组织と切りはなして、学級生年令を二十才以下に限定して、低年令青年学級を組織し、「社会人の知識」「女性の暮し」等の青年学級テキストを使用し、主として一般教養中心の学習を行っている。

また、石川郡松任町中央青年学級は、石川平野

の中心に位し、いわゆる純農村地域であるため在村する青少年は専業農家の長男層に限られている。

こういった地域性から、部落学級とは別に町教育委員会が直接開設による中央青年学級を開設し、将来郷土を背負うべき意欲ある青年のために、高度の学習内容を盛り込んだ農業単科青年学級を開設している。

(表19)

小松市苗代校下青年学級職業別青年学級生数

| 職業  | 学級生数 |
|-----|------|
| 農業  | 5    |
| 工業  | 10   |
| 公務員 | 4    |
| 事務員 | 9    |
| 保母  | 1    |
| 家事  | 2    |
| その他 | 4    |
| 合計  | 35   |

また、金沢市中央青年学級では、農村地域から流入して来た商店員を対象に、商工会議所、商店街連盟等とタイアップして青年学級を組織開設し、現在七十五名の学級生を入級させ、表二十一にみるように主として商業実務を中心とした学習内容を盛った職域青年学級を開設している。

(表21) 金沢市中央青年学級の学習内容

| 科目      | 単元       | 時数   |    |
|---------|----------|------|----|
| 職       | 商店の概歴    | 14   |    |
|         | 商店の立地    | 4    |    |
|         | 商店員の心の中心 | 2    |    |
|         | 商店接客の心   | 8    |    |
|         | 顧客サービスの心 | 16   |    |
|         | 電話対面の心   | 8    |    |
|         | 包装の心     | 8    |    |
|         | 陳列の心     | 8    |    |
|         | 商業の心     | 4    |    |
|         | 商業簿査の心   | 8    |    |
|         | 商業簿査の心   | 4    |    |
|         | 商業簿査の心   | 4    |    |
| 計       |          | 112  |    |
| 業       | 要件得客理    | 8    |    |
|         | 方たた      | 8    |    |
|         | た        | 8    |    |
|         | 明彩文規     | 4    |    |
|         | 方習       | 8    |    |
|         | 作法       | 6    |    |
|         | つ        | 6    |    |
|         | け        | 4    |    |
|         | 実        | 6    |    |
|         | 心        | 6    |    |
|         | 問        | 4    |    |
|         | 問        | 4    |    |
| 計       |          | 220  |    |
| 一       | 青年の心     | 8    |    |
|         | 年間の心     | 4    |    |
|         | クリエーション  | 8    |    |
|         | 語・社      | 8    |    |
|         | 気健・知衛    | 2    |    |
|         | 土験       | 8    |    |
|         | 年        | 2    |    |
|         | 教        | 2    |    |
|         | 育        | 2    |    |
|         | 政        | 2    |    |
|         | 計        |      | 56 |
|         | 般        | 青年の心 | 8  |
| 年間の心    |          | 4    |    |
| クリエーション |          | 8    |    |
| 語・社     |          | 8    |    |
| 気健・知衛   |          | 2    |    |
| 土験      |          | 8    |    |
| 年       |          | 2    |    |
| 教       |          | 2    |    |
| 育       |          | 2    |    |
| 政       |          | 2    |    |
| 計       |          |      | 56 |

なお、これと同じ職域青年学級は鹿島郡山鶴浜町の建員青年学級や、小松市の商業青年学級等があり、更に、石川郡野々市町東和青年学級のように企業内に開設されたもの等、青少年の移動に伴って、青年学級の開設場所も第二次、第三次産業地域へ移行している。

(三) 施設、設備と経費の状況

表二十二にみるように、石川県下の青年学級の実施機関は、その殆んど全部が公民館である。しかし表二十三にみるように開設場所の主たる場所となると公民館の割合は大きく低下する。

このことは実施機関である公民館が、青年学級の開設場所として適当な施設でないことを示すものとして注目される。

では、それに代って開設場所となっている小学校が青年学級の開設場所として適当かといえ、これも大いに疑問である。

結局、開設する場所がないから小学校ないしは公民館を使っているところがあるがほんとうの実態ではなからうか。

設備にいたっては、土壤検定器や謄写印刷器等を持っているところが上の部で、多くの青年学級は皆無に等しい。

これは年間運営経費の貧困から来るもので現在の青年学級運営経費では、講師謝金をいくら支払うのが精一杯といった実態である。

なお、実施機関別学級数では、中央青年学級等で、教育委員会直接開設の学級が少しづつではあるが多くなり、開設場所としては比較的施設のととのった青年研修所等を利用するものが多くなったことは注目してよい。

(表22) 青年学級実施機関別青年学級数  
(昭和36年 6月1日現在)

|       | 公民館 | 小学校 | 中学校 | 高 校 | 教 委 | その他 | 合 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 開設学級数 | 336 | 0   | 1   | 0   | 9   | 2   | 348 |

(表23) 青年学級開設場所別青年学級数  
(昭和36年 6月1日現在)

|       | 公民館 | 小学校 | 中学校 | 高 校 | 教 委 | その他 | 合 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 開設学級数 | 200 | 103 | 15  | 0   | 3   | 27  | 348 |

(表24) 青年学級開設状況 (昭和36年6月1日現在)

|             | 1週間の開設回数 |     |    |    | 1ヶ月の開設回数    |    |    | 合計  |
|-------------|----------|-----|----|----|-------------|----|----|-----|
|             | 1回       | 2回  | 3回 | 4回 | 1回          | 2回 | 3回 |     |
| 通年開設        | 47       | 118 | 61 | 35 | 1           | 12 | 41 | 315 |
| 農閑開設        | 6        | 5   | 1  | 0  | 1           | 2  | 13 | 28  |
| 冬季開設        | 0        | 1   | 0  | 0  | 1           | 2  | 1  | 5   |
| 昼間開設を主とする学級 |          |     |    | 43 | 夜間開設を主とする学級 |    |    | 305 |

## (四) 学級生の学習意欲

青年学級生は昼間労働に従事している勤労青少年であるから、表二十四にみるように学習は殆んど夜間に行われる。(最近中央青年学級、職場、職域青年学級等で昼間開設するものも少しずつ増加している。)

昼間の労働で疲れた体にむち打って、過二回程度の学習をつづけて行くことは、よほど学級の学習に実利か魅力が伴わないと、青少年の学習意欲は高からうはずがない。

青年学級は学級を終了したからといって何の恩典も社会的評価もない。このことが低年令青少年に青年学級の魅力を失なわせる第一の原因である。

施設、設備、経費の貧困の中で学習に意欲を持たせるには、学級指導者に偉大な個人的魅力を要求する。

なお、義務教育を終えて青年学級へ入級する青年の多くは中学校在学中に進学組に対して一種の差別的劣等感を持っており、青年学級へ入級しても開放的な青年学級の学習には好感を持つが、学校教育的な青年学級の学習には反撥し、せっかく入級した青少年に学習意欲を失わせることが多い。

表二十五は昭和三十五年八月に実施した県下の青年学級生代表者の講習会に参加した、県下各地の七十三名よりの調査を集計したものの抜萃であるが、学級生が現在の自分の生活について満足しておらないことはしばらくおくとし

(表25) 青年学級生の意識調査

| 調査1 あなたは自分の現在の生活についてどう考えていますか。          |      |       |
|---|------|-------|
|   | 調査実数 | 百分率   |
| イ 満足している                                | 3    | 4.2%  |
| ロ 充分ではない                                | 44   | 60.2% |
| ハ 普通である                                 | 26   | 35.6% |
| 調査2 あなたは将来の自分の生活についてどう考えていますか。          |      |       |
|   | 調査実数 | 百分率   |
| イ 将来は明かっている                             | 19   | 26.1% |
| ロ 将来に不安がある                              | 38   | 52.0% |
| ハ 今と変わらぬだろう                             | 16   | 21.9% |
| 調査6 あなたは青年学級にどんなことを期待しますか。              |      |       |
|   | 調査実数 | 百分率   |
| イ 職業技術を身につけたい                           | 56   | 76.9% |
| ロ 高校程度の教養を身につけたい                        | 8    | 11.0% |
| ハ 経営技術を身につけたい                           | 5    | 6.8%  |
| ニ よい友人を得たい                              | 1    | 1.3%  |
| ホ そのほか                                  | 3    | 4.0%  |
| 調査7 あなたが青年学級の学習を進めるため、いちばん困っていることは何ですか。 |      |       |
|   | 調査実数 | 百分率   |
| イ 指導者がおらないこと                            | 32   | 43.9% |
| ロ 経費が足りないこと                             | 24   | 33.0% |
| ハ 学習用具が足りないこと                           | 9    | 12.3% |
| ニ よい友人がおらないこと                           | 4    | 5.4%  |
| ホ そのほか                                  | 4    | 5.4%  |

(昭和35年8月実施した県下青年学級生代表者講習会)  
参加者73名よりの筆答調査による。

でも、将来の生活についても不安を感じている者が半数以上もある事実は看過できない。  
調査対象者が二十四、五才の年長代表者でありながら、青年学級に期待することのひとつに高等学校程度の教養を身につけたいと願っているものが十一パーセントもいることや、現在の学級活動でいちばん困っていることの第一に指導者の不足をあげていることなど、青年学級生の学習意欲の低さのみをせめられないところである。

### III 将来への展望

以上で私たちは石川県における青年学級の沿革と最近五カ年間に於ける動向を概観した上で、青年学級の現状を分析して、今日の青年学級が当面している主要な問題状況を明らかにした。そこで最後に、以上に述べた問題を總括的に再検討しながら、今後の青年学級の振興・発展の方向について私たちの試案的な見解を述べておきたい。

最近青年学級が伸びなやみ、部分的には停滞しはじめている主要な原因は、公教育機関としての青年学級に対する国・県・市町村の各段階における財政的裏づけの貧困にあることはいうまでもないが、同時に経済の躍進と農村の變貌に伴う青年の離村脱農化と就業構造の變化に対する青年学級の立ち遅れにもある。しかしこの問題を論ずるまえに、まず順序として、国民教育体系における青年学級の位置を検討しておこう。

#### 一、青年学級の位置と性格

青年学級は発生的に見ると、戦後農村青年たちの自主的な学習会から胎動しはじめ、それが市町村や県段階で長期教養講座的な社会教育活動として設置奨励されながら、しだいに目の目を見て伸びていったことは、県下の青年学級の歴史についてもはっきりと指摘することができる。それが、公教育の一環として文部行政が関与するところとなったのは、いうまでもなく昭和二十八年の「青年学級振興法」の施行に始まる。

周知のように、振興法の制定施行をめぐって、当時賛否両論が対立していた。第十六国会に振興法を上程するにあたって、文部当局はその提案理由を説明して、(1)学校教育体系中勤労青年にたいする教育施設が不十分であること、(2)その補充としての青年学級が指導者および設備の不足のため行きなやんでいること、(3)これにたいする経費助成が



(表26) 全国青年学級年間総経費(歳入)  
(文部省社会教育局, 社会教育の現状1960, による)

|     | 国費         | 都道府県費      | 市町村費        | その他       | 計           |
|-----|------------|------------|-------------|-----------|-------------|
| 具 備 | 77,826,000 | 20,566,250 | 547,011,424 | 1,680,087 | 647,083,761 |
| 不 備 |            | 1,164,700  | 70,001,804  | 451,845   | 71,618,349  |
| 計   | 77,826,000 | 21,730,950 | 617,013,228 | 2,131,932 | 718,702,110 |

急務であること等、を指摘していたが、振興法支持派の最も有力な根拠も、財政補助による青年学級の普及と学習活動の発展への期待にあった。

だが、振興法制定に寄せられたこのような期待も、法実施後十年近くになろうとしている今日、ほとんど裏切られてしまったといわねばなるまい。第二六表が示しているように、昭和三十四年度の全国青年学級年間総経費中、国庫補助金は七千八百万円弱で、学級運営費の僅かに一割強にすぎず、都道府県費は更に国庫の三分の一に充たない実状である。さらに、市町村費を併せても、学級生一人当りの経費が全日制高校の三十二分の一、定時制高校の二十七分の一の少額があり、そのため専用の施設・設備や専任の職員が皆無といてよい現状では、反対意見を押し切って法制化を強行した文部当局の青年学級にたいする誠意のほどを疑わないわけにはいかない。文部当局が言明しているように、「学級運営費の大部分が開設市町村の負担であるのは当然である」(文部省社会教育局『社会教育の現状一九六〇』第二章第一節青年学級参照)ことを一応認めるとしても、中央依存の悪弊から脱しきれないわが国の行政機構のもとにあっては、国の冷淡さが県や市町村段階の怠慢に格好の口実を与えている事実を見逃すことはできない。

もちろん、部分的には、これまで関係者の熱意や青年たちの積極的な努力によって、共同学習方式に活路を求めてかなりの成果を挙げてきた学級や、

また最近では、農村の変貌に対応する新しい設置、運営方式によって、新しい進展を示しつつある学級の事例も、県内にくつか散見される。しかし、これらの学級はむしろ例外であって、全般的に見ると、「青年学級はあらゆる面で停滞し、そのうえ、主事・講師は兼務であり、場所は借りもの、経費はきわめてわずか、人的にも、経済的にも、どうにもならんとささやかれ、このままでは先細りして消滅だという声も聞かれ、こういう意味での条件整備の必要が要求される」(『栃木県連合青年団十五年史』)、との栃木県連青の叫びは、わが石川県下各地の青年学級にもそのままあてはまるのではなからうか。

ところで、かつて青年学級の法制化に反対した人々の危惧は、青年の自主性に支えられて誕生した青年学級を大人が取り上げて官製化し、青年の自主的学習に対する支配層の権力支配への途をひらくばかりではなく、同時にまた、高校——全自制と定時制を併せ含めて——を普及発達させて、学校教育体系のなかで勤労青少年教育を整備拡充していくべき正しい国民教育の路線を途中で挫折、変更して、社会教育体系のなかに安上りの「代位機関」を設けて、それで補充させるのではないか、という点にあった。

僅少な国庫補助の代償として、青年の自主的学習活動を官製の形式のなかに枠づけすることになった点はこのでは論外におくとしても、青年学級法制化の重要な意味の一つは、上述したようにきわめて安上りの青年学級によって勤労青少年教育を代位・補充させることによって、後期中等教育をすべての青年に拡充していくべき理念方向を、決定的になしなくしてしまったことに見出されるのではなからうか。事実、青年学級法制化以後、定時制高校が数の上で整理淘汰されてきたばかりではなく、実質的にも全日制の二流校化して、勤労青少年によそよそしいものになってきていることが、そのことを反面から実証している。

昭和三十五年度の文部省の「青少年教育白書」(『進みゆく社会の青少年教育』)は、義務教育を終了した青年たちの

後期中等教育の機関として、高等学校（全日制・定時制・通信教育）とともに各種学校、青年学級、社会通信教育、職業訓練所、経営伝習農場等を挙げて、これらの教育機関在籍者を、中学卒業後「教育をうけている者」と見なし、その割合が過去十年間に着実に増加してきたことを指摘している。もちろん、白書も、高校以外の各種学校や青年学級の多くは「後期中等教育の充実というたてまえからいって、その教育内容、教育的ふんいきなどにおいてじゅうぶんであるとはいいがたい」、とことわってはいるが、現状では青年学級の在籍者を全日制高校と同じ後期中等教育のレベルで「教育をうけている者」に数えあげること非常に無理を感じないわけにはいかない。青年学級が勤労青少年に後期中等教育を施す公教育機関としての実質を具備するためには、いうまでもなく根本的な変革が必要とされる。

宮原誠一氏は、その青年教育論において、青年学級に何らの位置も与えてはいない。青年学級は本来、ほんとうの教育機関といえるものではなく、定時制高校を普及させ、それを勤労青少年の後期中等教育の施設としていく努力のなかで、過渡的・補充的な役割を果たすにすぎない、と見ているからである。すなわち、宮原氏はまず高校を準義務化して、全日制高校に進学しない勤労青少年を全員定時制に収容するという基本的原則を立て、これまでの青年学級の一五一七才の青年を対象とする部分は、当然定時制高校に発展的に解消し、それ以上の年長青年（宮原氏はこれを、(1)一八、九才から二〇、一才の年令層、(2)二一、二才から二四、五才の令層、(3)二五、六才以上のOB青年の三段階に区分している）は、青年の自主的なサークル、セミナー、さらには農民大学などで、あくまで自主的な学習活動を継続すべきものと主張している。（同氏編『青年の学習』国土社一九六〇年、『青年学級の位置』『月刊社会教育』昭三五、二月号所収、『学習サークルから農民大学まで』同上昭三五、二月月号所収参照）。

ここでは宮原氏の青年教育論に立ち入った論評を加える余裕はないが、氏の雄大な構想を全面的に支持すると否とにかかわらず、誰しも今日の青年学級の過渡的性格だけは承認するであろう。改めて指摘するまでもなく、こんにち

勤労青少年教育に対する社会的要請は、青年学級法制化当時に較べて飛躍的に増大し、すべての青少年に、高校程度の教育機関において、将来専門的な学習の発展の基礎となりうるような科学的・系統的な知識と技術を習得させておくことが要求されていると考えられる。科学技術時代に対処しようとする最近の世界の主要国の教育改革の動向、とりわけ後期中等教育義務化への動きに照らしても、私たちはその感を深くする。

たしかに、勤労青少年教育の問題は、こんにち、学校教育からしめ出された伝統的な社会教育の概念だけでは解決できない段階にさしかかっている。すなわち、「学校教育」機関か「社会教育」機関のいずれかの問題としてではなく、最近の急激な社会変動のなかで勤労青少年の教育を組織的に発展拡充していくためには、いかなる教育機関が再編成されなければならないかの問題を根本的に検討して、画期的な国家的施策を打ち出すべき時期が到来しているように思われる。

以上のように考えると、たしかにこんにちの青年学級は、やがてより高度の教育機関に発展的に解消されるべき一時的・過渡的なものにすぎないともいえよう。だが、同時に私たちは、高校教育の準義務化の基本原則が実現される日までの過渡期——それはおそらく今後かなり長期にわたるであろう——において、青年学級が果たすべき現実的役割をも重視しないわけにはいかない。なぜなら、過渡的・補充的であるがゆえに、それを否定することによってほんすじを明確にすることが必要であると同時に、補充性と代位性を足場にほんものに近づくすじみちを明らかにすることが、もつとも現実的な意味をもっていると考えられるからである。

昭和三十四年度の文部統計によると、全国の青年学級は約一万四千、学級生は約八〇万に達している。そして、これらの青少年にとって、青年学級がほとんど誰一の教育機関の役割を果し、そこでなんらかの学習が行われている。また全国教育研究所連盟が昭和三十四—三十五年に行った勤労青年調査の結果も、青年学級が勤労青年の教育機関と

して中核的な位置を占めていることを報告している（同上編『勤勞青年の生活意識』東洋館出版社 昭三六）。

以上のように、青年学級が勤勞青少年教育の現実において占めている位置の重要性を確認した上で、私たちがさきに（Ⅱの一の（一））青年学級の開設目的の不明確として指摘しておいた問題について、改めて再検討を加えておきたい。

すでに解説しておいたように、法制化以後の青年学級は、国や地方公共団体が条件整備の責任を負うべき公教育隣関であると同時に、青年たちの自主的な学習集団でもあるという二重的性格をもっている。そして、このような青年学級の二面性のいずれを重視し、強調するかによって、実際の運営にかなりのひらきを来たすのであるが、現実には、この二面性が未分化のままに混同されて、時には行政側の怠慢の口実に、時には自主性を放縦とはきちがえる青年たちの誤解のために、そのつど便宜的な解釈が下されていることが、青年学級の不振と停滞の一因となっていると考えられる。

そこで、私たちはまず、こんにちの社会教育が基本的に見て新しい公共性をもっていることを再確認し、公教育としての社会教育に対する行政側の責任の所在、国民の立場からいうと社会教育に対する教育権を明確にしておきたい。と同時に、戦後国民のなかから生まれて、もつとも実り多い成果を挙げた自主的学習運動が、公営社会教育とは別の系列で発展してきた事実をも重視したい。なぜなら、この両者が依然として平行線をたどり、国民の自主的学習運動が官制的教化に逆行しがちな公営社会教育と矛盾しながら競合しているところに、戦後の社会教育の混迷の主要な原因がひそんでいると考えられるからである。

しかし、このような事態は、いつまでも放置しておかれてはならないであろう。国民の自主的学習運動を有効に推進していくためには、社会教育の「公」教育性の路線もまたその方向に切り換えられなければならず、社会教育のた

めの行政は、自主的な学習運動と対立競合しあうのではなく、国民の主体的要求から出発する自主的な学習運動の路線に組みこまなければならないのである。社会教育の「条件整備」とは、まさにこのことを意味している。

以上の原則を当面の青年学級の目的と性格の問題に適用してより具体的に考えてみると、勤労青少年の「教育機会の拡充」を目的とする青年学級の振興とは、青年たちの教育要求と、責任を自覚した行政側の誠意とによって、学級の施設、職員、教育内容が飛躍的に改善充実され、このような新しい学級を舞台として、青年の主体的要求に基づく自主的な学習活動が、適切な指導のもとに活潑に展開されていく方向に考えられなければならない。かりに将来青年学級の義務制が実施さるべきであるとするならば、それは、こんにち多くの青年の強い反撥を買うような青年学級の学習を義務として拘束するものとしてよりも、むしろ青年の主体的な学習要求を十分に満しうるような青年学級の条件整備を行政側に義務づけるといふ意味に解釈すべきものと考えられる。

これからの青年学級の振興と発展は、ほぼ以上に述べたような方向に進められなければならない。

勤労青少年教育のはるかな理想と、青年学級が当面している現実的課題について以上のような展望に立って、これからの青年学級をどのように再編成すべきかというより具体的な問題に論を進めよう。

## 一、青年学級の再編成

青年学級がすでに明らかにしたように、たんに青年たちの自然発生的な学習集団ではなくて、国や地方公共団体が条件整備の責任を負うべき組織的な公教育機関であるとすれば、こんにちの青年学級が当面している最大の課題は、その組織・編成を根本的に検討して、新しく再出発することにあると考えられる。

まず、これまでの青年学級は、地域青年団の組織を母胎とし、それと表裏一体をなしている団員のグループやサー

クルに、補助金をめあてとして青年学級の看板を利用したにすぎないと思われるものが、圧倒的な多数を占めている。したがって、このような年令・職業・学歴を異にした青年を混合したこれまでの編成方式では、青年たちの教育要求と勤労青年に対する社会的要請に答えることができなくなってきているからである。

さらに、最近激化してきた農村青年の「地すべりの移動」(並木正吉『農村は変わる』岩波新書)、すなわちおびただしい数の青年の離村脱農化と就業構造の変化が、否応なしに青年学級の再編成を迫っている。

右の諸条件をもうすこし具体的に考察してみよう。

Ⅱの二で明らかにしておいたように、青年学級の現状は、年令・職業・学歴・能力・生活環境を異にしている青年を未分化のままに混合した編成方式をとっているものが、まだ大部分を占めている。まず年令別に見ると、後期中等教育段階に相当する一五―一七才から、二四、五才あるいはそれ以上の年令層を網羅している。このことは、県全体の学級生の年令別構成についていえるだけでなく、個々の学級を取り上げてみても、かなり巾広い年令層の青年によって構成されている。

ところが、中学卒業後数年の年少青年と、二〇才、あるいは二五才以上の年長青年とは、社会的経験や職業上の経験、あるいは人生観一般にかなりのひらきが見られ、同一条件のもとで共同学習を継続することがいちじるしく困難なことは、いうまでもない。さきに指摘しておいたように、一五―一七才の年令層の学級生が昭和三十三年度をピークとして、その後急激に減少して、昭和三十六年度にほぼ半減しているのは、高校進学者の増大と離村者の急増のためばかりではなく、年長者年との感情的齟齬(そご)のために青年学級から脱落していったり、最初から入級しなかった青年も相当数いることを物語っている。

つぎに職業別構成についていうと、最近になって経済の高度成長に伴って青年の就業構造が大きく変貌し、青年の

離村脱農化現象とともに、在村通勤青年の急増が目立ってきている。とくに近郊農村では、農業に専従する青年は例外的な少数で、圧倒的な多数は第二次産業や第三次産業に就いて村から通勤している有様である。たんに近郊農村ばかりではなく、広く農村地域一般の学級でも、その職業別構成は予想外に多様化している。農村だから農業を主とした職業教育計画で間に合うという従来の考え方では、こんにちの農村の学級が運営しきれなくなってきていることは、改めてここに指摘するまでもなく、現場の関係者たちが身をもって実感している。

さらに学歴別に見ると、最近高校卒が次第に増加して、昭和三十六年度になって、県内の学級生総数の二五%強に達していることが注目される。この割合は、昭和三十四年度の全国平均二八・五%をやや下廻ってはいるが、今後高校進学者の増加に伴って、高校卒の学級生の比率が県内においてもますます上昇していくことが予想される。そしてこのことは、今後の青年学級が後期中学教育段階の教育機関としてよりは、むしろ後期中等教育を終了した年長青年の専門的な産業研究を中心とした自主的学習活動の機関としての性格を強化していく動向を示している。

以上のように検討してみると、こんにちの青年学級が大きく再編成されなければならない課題に直面していることは、きわめて明白であるといえよう。すなわち、今後の青年学級がたんに地域の青年たちの同好会的なグループや、体育・レクリエーションの場としての性格を脱して、勤労青年の職業教育を主とする公教育機関としての機能を高度に發揮するためには、学級の根本的再編成が欠くことのできない前提条件であるといわなければならない。そしてその再編成の方式は、以下に述べる二つの主要な方向を、それぞれの地域と職域に即して、具体的かつ総合的に検討することによって考案されなければならないと考えられる。

第一に、学級生の年令別構成からいって、少くとも二つの段階的種別に区分して再組織することが望ましい。その一つは、一五—一七才の青年を主要な対象とし、せいぜい二〇才ごろまでの青年を收容する学級であり、他は、二



一、二才から二四、五才まで、場合によっては、二五才以上のOB青年も参加する学習集団である。いうまでもなく、前者は定時制高校の水準にレベル・アップして、職業に関する基礎的な知識と技術との習得、ならびに一般的教養の向上を目的とする後期中等教育の機関であり、後者は後期中等教育を終了した青年の専門的な職業教育を主とした自主的学習活動の場としての性格を強化したものである。

すでに述べておいたように、将来高校の全入制、ないしは準義務化が実現する時期が到来すれば、前者の存在理由はほとんど消滅するであろう。だが、いわゆる高校全入制が完全に実施されても高校に進学できない青年が残るし、また全入制の実現を見るまでの過渡期には、かなりの数の者が中卒のまま就業するであろう。したがって、このような過渡期的状況においては、年少青年の後期中等教育機関としての青年学級の役割は、国家的見地からみて義務制に準じて重視されなければならない。年少青年の流入地域たる都市の青年学級、とくに後に述べるような職場・職域を基盤とする青年学級の奨励・設置に関して、国家的施策が要請されるのは、そのためである。

後者の青年学級は、高校全入制が実現したあかつきには、青年学級の主要な存在形態として、たとえばイギリスの成人教育の形態に接近しながら存続発展していくべきものと考えられる。

第二に、以上の方向と密接に結びつきながら、これまでの小地域主義、すなわち地域（部落）青年団の組織をそのまま踏襲してそれと表裏一体をなしているような青年学級の編成は、広地域主義と、職場・職域主義の方式へと大巾に修正されなければならない。

年少青年が大量に都市に流出している農村地域では、青年学級の大多数はほとんど「開店休業」状態にあるし、また僅か数名の青年が細々と話し合い学習をつづけているいわば「牧歌的」な形態では、青年学級と呼びうるか否かも疑わしい。さらに勤労青年の流入地域たる都市に眼を向けると、在来の地域（校下）青年団の組織に依存している学

級は、ほとんど体育・レクリエーションの場として辛じてその命脈を保っているにすぎないからである。

すでに指摘しておいたように、昭和三十六年度になって、松任町、津幡町、珠洲市に農業教育を主とする中央学級が、また金沢市と小松市に商業教育を主とする中央学級が誕生したことは、右に述べた再編成が、たんなる理論的要請というよりも、現実的になりつつあることを物語っているが、このような小地域学級の中央学級への整理統合は、他の市町村においても強力に進められなければならないであろう。

小地域を基盤とする弱小学級を市町村の中央学級といったような広地域学級に整理統合せよという提案は、おそらく青年学級の中核的生命をあくまで青年たちのサークル的な小集団学習に求めていこうとする一部の人々には、受けたいがたいかも知れない。たしかに、青年たちの自主的なサークル活動は、形式的な学級にはるかに優るものとして、今後ますます大切に育てていかなければならない。だが同時に、これまでのサークル活動だけでは、技術革新時代の産業経済の要請や、変貌過程にある農村と農業の課題に十分こたえうるような学習が期待できないこともまた明らかであろう。さらにまた、学級の整理統合といっても、必ずしもこれまでの牧歌的な存在形態の学級を中央学級に吸収しつくす必要はない。それは、今後も青年団の自主的学習の組織として存続しうるし、あるいは、高度の理論学習を主とする中央学級のいわば分級的な共同学習の場として、両者を有機的・一体的関連のもとに運営していく方法も考えられるはずである。

つぎに、職場学級は、その組織と運営が最も容易なために、経営者側の理解と誠意さえ得られるならば、今後の発展が大いに期待できる種別である。問題はただ、一部の人々が危惧し、批判しているように、勤労青少年の公教育が資本に隷属していく危険性にあるように思われる。職場青年学級が勤労青少年の人間的・社会的成長に対する経営者の理解と支持よりも、むしろ直接的な技能を身につけた従順な労働者の育成による企業の利潤追求という経済法則の

みによって支配されるようになるならば、その将来の発展も手放しでは謳歌できなくなるであろう。

最後に、こんにち県内において最も伸びやんでいるのは、弱小・零細企業に働く青少年を同業的な職域でとらえ、組織する職域青年学級である。最近ようやく発足した金沢市と小松市の中央商業学級も、雇傭者側の理解と協力が十分に得られないために、順調な発展を阻まれている模様である。まだ十分には改善されたとはいえない劣悪な労働条件のもとで、週二、三回の公休日や遅い夜間だけに開講する状態では、多数の青少年の入級・出席を期待するほうが無理かもしれない。したがって、職域青年学級と同様に、職域青年学級の振興を計るためには、勤務時間内の出席を認め、勧奨するまでに雇傭者側の理解と協力が高まること、もしそれが期待できないとすれば、勤務時間内の出席を雇傭者側に義務づける何等かの法制的措置が要望されなければならない。

要約して、以上に提案してきたような青年学級の再編成は、もとより容易な仕事ではない。それは、こんにちの市町村や県段階の貧弱な社会教育行政や財政だけではおそらく不可能で、根本的には、強力な財政的裏づけを伴った画期的な国の勤労青少年教育施策に待たなければならないであろう。しかし、このような勤労青少年教育政策を当局に要求して、青年学級を変革するためには、権利としての教育を要求する立場に立った国民的基盤からの中広い運動が強力に展開される必要があることを、とくに強調しておきたい。

### 三、青年学級の学習内容と学習形態

以上の方向に再編成され、変革されるべき今後の新しい青年学級において、いかなる学習内容が、いかなる学習形態で習得されるのであろうか。将来の青年学級の学習内容と学習形態の問題といっても、上に述べたような、年令段階的、地域的、職場・職域的な種別ないしは類型によって、必ずしも一様に論ずることはできないが、以下にかんた

んにその要点に触れておきたい。

まず、一五―一七才の年少青年を主要な対象として、彼等に後期中等教育を施す青年学級においては、職場の生産的労働に関する産業技術教育とともに、人間的・社会的資質の向上を目ざす一般的教養が強化される。

生産と学習の結合による産業教育は、勤労青少年の教育機関たる青年学級の特権であり、強味ではあるが、それは目先の知識と技術の習得に終始するようなものではなく、新しい時代の産業人としての資質・能力の根柢を培うより基礎的な知識と技術の系統的学習を重視するものでなければならぬ。科学技術時代の産業経済は、すべての国民に後期中等教育段階の産業技術教育を要求していると考えられるが、さきに提唱しておいたような広地域学級や職場・職域学級でなければ、時代が要請している産業教育の実施は不可能であろう。

青年期が人生において、個人の生活設計と人生観確立の上から見てとくに重要な時期であるから、後期中等教育段階の青年学級において、職業教育とならんで、一般的教養が重視されなければならないことは、いうまでもあるまい。しかしそれは、こんにちかなり質的なゆがみをもっていると思われる定時制高校教育の亜流を追求するのではなく、地域の課題や、国家と世界の動向についての市民的・国民的視野を拡大し、判断力を伸ばすことを目標として、問題解決学習と系統学習の統一を方法原理として指導されなければならないであろう。上に述べた青年期の特質上、人生論的諸問題は、今後も青年学級の一般的教養において重要な分野を占めるが、これまでの県内の多くの学級の学習計画の実状に照らして、とくに政治や経済に関する社会科学的分野の学習を強化する必要があると考えられる。

今後さらに、そうした方面の自由な学習が行政当局から散逸されたり、抑圧されるようなことがおこると、青年学級法制化に寄せられた一部の人々の危惧が現実化する結果になる。国民の教育権を主張する立場は、形式的な「教育機会の拡充」や、いわゆる「教育の外的事項」にかんする条件整備の要求にとどまらないで、自由な学習に対する権

利の主張をも含んでいることを、ここで強調しておきたい。

以上のような後期中等教育程度の職業教育と一般的教養の実施機関としての青年学級は、青年の自主的学習活動の場というよりは、むしろ学校教育の形態を濃厚にもち、定時制高校の形態に接近すべきものと考えられる。こうした発展の方向に対して、多くの勤労青少年は反撥を感じ、関係者の一部も実現をあやぶむかも知れない。たしかに、中学を出る以前にすでに劣等感を抱き、学校教育に根強い嫌悪を感じて、いわばある種の解放感を味いながら実社会に出ている少からぬ青少年を、再び学校的形態をとる青年学級に惹きつけることは、さほど容易ではなからうが、この問題も、ほんとうに勤労青少年の味方となる指導者の熱意と指導法いかんによって、ある程度解決できるものと思われる。

つぎに、一八、九才から二〇、二一才以上、場合によっては二五才以上ものOB青年の年長学級は、すでに述べておいたように、後期中等教育を終了した青年の専門的な職業教育の場として、専門家による講義と青年自身の自主的な学習活動とによって支えられていくものと考えられる。この種別の青年学級は、都市においては企業内教育の形態、もしくは労働組合の学習サークルとしてならともかく、在来の青年学級の範疇では理解しがたいかも知れないが、農村では宮原誠一氏が提唱しているような年長青年の学習サークルやセミナー、あるいは農民大学（前記の論文参照）に類似したものとして、実現の可能性をもっている。上記の松任町や珠洲市の中央学級は、明らかにこの方向を目指すものであるが、わが石川県には、かつて全国にその隆盛を誇った青産研活動のすぐれた伝統があり、またそのよき伝統を継承している農村の産業青年学級もかなり数多く存在しているから、この形態の学級の将来に大きな期待をよせることができる。

だがしかし、かつての、小農経営のわくのなかでの増産のみを計る技術の学習を中心とした青産研の狭い限界と、

最近の農村の産業学級の低迷を脱却して、変貌過程にある農村と農業の諸問題と真剣に取組んで、有効な生産学習を推進するためには、体験発表や生活記録を中心とする話し合い活動という、これまでの小集団学習の方法論を克服して、各方面の専門家から科学的な知識と技術を学ぶ理論学習をも豊かに摂取する方法を講ずる必要がある。

ここではこれまでの小集団学習の方法論の欠陥について立ち入った検討を加える余裕はないが、感性的認識の次元をはい廻っている経験主義や実感主義の学習方法論だけでは、事物の本質に迫る理性的認識が達成できないことは明らかである。変貌過程のただ中におかれている日本農業の課題は、政治と経済の動向、とくに資本主義の経済法則と切り離しがたく結びついている。小農的増産主義のわくを破った新しい農業経営についての理論学習はむろんのこと、政治や経済についての社会科学的学习に結びつかない在来の農事研究では、今日の農村が直面している深刻な課題は解決できないであろう。

基本的には上に述べた方向を追求する高度の生産・政治・経済の学習、とくに、あくまで青年たちの主体的学習活動によって支えられ、推進されていく科学的な生産学習と政治学習の統一を、今後の農村の年長青年学級に期待したい。

これからの農村の青年学級は、農村の変革の中核体としての役割を果たすべき農村青年が、新しい農業経営と農村生活の在り方について主体的な学習を深めていく物的・精神的拠点とならなければならないと考えられる。しかし、国・県・市町村の各段階の関係者が、青年の要求にこたえるだけの施設・設備、経費、指導者を兼ね備えたほんもの教育機関に現在の青年学級を変革しようとする熱意と努力を傾けないとしたら、以上の提案もしよせん夢物語にすぎなくなるであろう。

私が最近浪江虔氏から直接に聞いたところによると、農村の青年学級でも、数年前から自動車を備えつけて、運転

やモーターの解体・修理の技術学習を行っているものや、また最近では、高度の農機具の製作までも実習しているものが、他府県に現われているとのことである。公民館か小学校の間借りのからっぽの一室と、名目だけの兼任主事や講師だけで、専用の施設と専任の職員が皆無と云ってよいこれまでの青年学級は、やがて消滅していく運命にあるといえよう。

さらにまた、日々の作業や口備い・出稼ぎによる多忙と、青年の学習意欲の低下ということが、最近の青年学級の停滞と不振の主要な原因をなしているのではない。青年のほんとうの要求にこたえ、彼等に魅力のある学習——それは上に一例として挙げた技術の学習だけに限られない——を展開するだけの施設と指導者、かつそのための経費が整えられさえすれば、最近金儲けに追われて青年学級にソッポを向き始めた多くの青年を、再び学級に復帰させることは決して不可能ではないだろう。

(付記)

紙数の関係で結論を急いだために、以上の展望と提案は、抽象的一般論にとどめざるを得なかった。今後の青年学級の発展・振興にかんして取上げなければならぬ問題は、まだ数多く残されている。このような具体的問題について、私たちは今後も県内の関係者の協力をお願いして研究を継続して、私たちの研究をより具体的な、かつ実り多いものにしていきたいと思う。